

電気需給約款

[低圧]

<取次用>

エスリード建物管理株式会社

(小売電気事業者 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

I 総則	1
1 適用	1
2 約款の変更等	1
3 定義	2
4 単位および端数処理	3
5 その他	4
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 契約の要件	6
8 需給契約の成立および契約期間	6
9 需要場所	6
10 需給契約の単位	6
11 供給の開始	6
12 供給の単位	7
13 承諾の限界	7
III 契約種別および料金	8
14 契約種別	8
15 従量電灯 A マンション共用部	8
16 従量電灯 B マンション共用部	9
17 低圧電力 マンション共用部	10
IV 料金の算定および支払い	13
18 料金の適用開始の時期	13
19 検針日	13
20 料金の算定期間	13
21 使用電力量の計量	14
22 最大使用電力の算定	15
23 料金の算定	15
24 日割計算	15
25 料金の支払義務ならびに支払期日	16
26 料金その他の請求	16
27 料金その他の支払方法	16
28 延滞利息	17
V 使用および供給	18
29 適正契約の保持	18
30 力率の保持	18
31 需要場所への立入りによる業務の実施	18

32	電気の使用にともなうお客さまの協力	18
33	供給の停止	19
34	供給停止の解除	19
35	違約金	19
36	供給の中止または使用の制限もしくは中止	20
37	損害賠償の免責	20
38	設備の賠償	20
VI	契約の変更および終了	22
39	需給契約の変更	22
40	名義の変更	22
41	需給契約の廃止	22
42	需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算	23
43	解約等	23
44	需給契約消滅後の債権債務関係	24
45	当社と本小売電気事業者の契約終了に伴う契約変更	24
VII	供給方法、工事および工事費の負担	25
46	供給方法および工事	25
47	工事費負担金の申受けおよび精算	25
VIII	保安	26
48	保安の責任	26
49	調査	26
50	調査に対するお客さまの協力	26
51	保安に対するお客さまの協力	26
52	自家用電気工作物	27
IX	その他	28
53	お客さまに係る個人情報の利用	28
54	請求書の発行	28
55	反社会的勢力の排除	28
56	電気需給契約締結のお知らせの交付	29
57	管轄裁判所	29
	附則	
1	この約款の実施期日	30
2	この約款の実施にともなう切替措置	30
	別表	
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	32
2	燃料費調整	33

3	契約負荷設備の総容量の算定.....	35
4	標準容量換算表.....	35
5	負荷設備の入力換算容量.....	37
6	契約容量および契約電力の算定方法.....	40
7	日割計算の基本算式.....	42

I 総則

1 適用

- (1) 当社は、小売電気事業者(電気事業法第 2 条第 3 項に定める事業者をいいます。)である株式会社ファミリーネット・ジャパン(小売電気事業者登録番号 A0300)(以下、「本小売電気事業者」といいます。)が供給する電気の取次ぎを行っており、この電気需給約款(以下、「この需給約款」といいます。)は、当社が取次ぎ、本小売電気事業者が、一般送配電事業者または配電事業者(以下、「一般送配電事業者等」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) この需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 約款の変更等

- (1) 当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客様さまに変更後の内容をお知らせし、変更後の電気需給約款実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この需給約款を変更いたします。この場合、変更後の電気需給約款実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (3) お客様さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等(以下、「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、電気需給約款の変更内容およびその効力発生時期を、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面(以下、「契約締結後交付書面」)の交付に代えて、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等当社が適当と判断する方法により周知することとします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その

他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約種別
この需給約款に定める契約の種別をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (10) 最大使用電力
お客さまが使用される電力の最大値をいいます。
- (11) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (12) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「再生可能

エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(14) 供給地点

お客さまが行なう電気の供給を受ける地点をいいます。

(15) 接続供給

当該一般送配電事業者等が本小売電気事業者から受電し、当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当該一般送配電事業者等の供給区域内の場所において、当社のお客さまへの電気の供給の用に供するための電気を本小売電気事業者に供給することをいいます。

(16) 接続供給契約

本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等と締結した接続供給にかかる契約をいい、本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行なうために必要となります。

(17) 接続供給電力

供給地点において、当該一般送配電事業者等が本小売電気事業者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(18) 接続供給電力量

供給地点において、当該一般送配電事業者等が本小売電気事業者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(19) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その

端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力 マンション共用部については、17（低圧電力 マンション共用部）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

この需給約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社の協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式(以下、「電気需給申込書」といいます。)によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- 契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行われる地点をいい、当該一般送配電事業者等が定める託送約款等に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、お客さま番号、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、使用開始希望日、料金の支払方法、現在の電力会社等、その他本小売電気事業者が電力供給をするうえで必要となる情報
- なお、この需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社および本小売電気事業者が通知することがあります。
- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものとします。
- イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - ロ 当社および本小売電気事業者が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。
 - ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社および本小売電気事業者に対し提供すること。
- (3) 契約容量、契約電力および契約種別については、この需給約款にもとづき締結される当社との需給契約の直前の小売電気事業者との需給契約の内容または、それ以前の需給契約の契約種別の情報をお客さまから申し出ていただき、お客さまに適用される契約種別ごとにそれぞれ、15(従量電灯 A マンション共用部)から17(低圧電力 マンション共用部)に定めるところにより決定されます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが、転居などにより当社と需給契約を締結される場合で、需給契約の成立前に電気使用を開始した場合は、電気使用を開始した日を需給開始日とします。

7 契約の要件

お客さまに本小売電気事業者が電気を供給する際は、当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を使用いたします。それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等にしたいがい、かつ、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等における需要者にかかわる事項および託送約款等で定める技術要件を遵守していただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、6（需給契約の申込み）(5)の場合には電気使用を開始した日に成立したものとみなします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。ただし、当社は、この契約種別を終了する場合、契約終了の6ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

9 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とを合わせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めるとき。
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

11 供給の開始

- (1) 当社が、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、本小売電気事業者が需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始日に電気を供給いたします。
- (2) お客さまが他の小売電気事業者または取次事業者（以下、「小売電気事業者等」といいます。）との需給契約を廃止し、当社との需給契約に変更される場合の需給開始日は、当社がお客さまから申込みをいただいた後、本小売電気事業者と

当該他の小売電気事業者等および当該一般送配電事業者等において変更手続きが完了した日の翌日から起算して 12 営業日(当該一般送配電事業者等が定める営業日をいい、以下同様とします。)後の日の 2 暦日以降の日を目途といたします。

- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、本小売電気事業者があらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお客さまへお知らせし、あらためてお客さまおよび本小売電気事業者と協議のうえ、需給開始日を定め、それにもとづき本小売電気事業者は電気を供給いたします。

12 供給の単位

本小売電気事業者は、託送約款等の定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

III 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	従量電灯 A マンション共用部
	従量電灯 B マンション共用部
電力需要	低圧電力 マンション共用部

15 従量電灯 A マンション共用部

(1) 適用範囲

マンション共用部において電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力の合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつロの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じて当社および本小売電気事業者との協議によって行ないます。

(5) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	488 円 48 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 18 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 11 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 25 銭

(6) その他

当社および本小売電気事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

16 従量電灯 B マンション共用部

(1) 適用範囲

マンション共用部において電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力の合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ口の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式

および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

イ 契約容量は、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)(1)によって算定してえた値といたします。

ロ 現在他の小売電気事業者と主開閉器容量による契約を締結しており、かつ、お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)(3)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	399 円 69 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 66 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 56 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 19 銭

17 低圧電力 マンション共用部

(1) 適用範囲

マンション共用部において動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに

適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法) (2)によって算定してえた値といたします。

ロ 現在他の小売電気事業者と主開閉器容量による契約を締結しており、かつ、お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引をしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調

整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,014円12銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、託送約款等に定める記録型等計量器により計量値を確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季	その他季
1キロワット時につき	12円93銭	11円60銭

ハ 力率割引

電気機器の力率は、進相用コンデンサなどの機器設置に関わらず、常に90パーセントとし、基本料金を5パーセント割引します。ただし、消火用契約の場合は、力率割引はいたしません。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客様の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約締結のお知らせに記載の需給開始日から適用いたします。但し、お客様が、転居などにより当社と需給契約を締結される場合で、需給契約の成立前に電気使用を開始した場合は、電気使用を開始した日から適用いたします。

19 検針日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客様の供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客様の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下、「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
- (2) お客様が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客様の承諾を得るものといたします。

イ 需給開始日からその直後のお客様の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合で、お客様の承諾をえたとき

- (5) (4)イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客様の属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)ロの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

20 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下、「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

21 使用電力量の計量

(1) 使用電力量は、託送約款等に定める接続供給電力量(原則として、30分ごとに計量されるものいたします。)といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

イ 19(検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

ロ 19(検針日)(5)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間の日数の比であん分したえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

ハ 19(検針日)(6)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

(2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を当社の定める方法によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (4) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

22 最大使用電力の算定

- (1) 料金の算定期間における最大使用電力は、(2)の場合を除き、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。
- (2) 計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

23 料金の算定

- (1) 料金は、電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 料金の算定根拠となる使用電力量が所定の期日までに当該一般送配電事業者等から開示されなかった場合には、のちに当該一般送配電事業者等から使用電力量が開示されたときに、以降最初の請求とあわせて精算いたします。

24 日割計算

- (1) 当社は、電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合は次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 - ホ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

25 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生します。

- イ 原則として、検針日といたします。ただし、19（検針日）(5)の場合の料金または21（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、21（使用電力量の計量）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
なお、21（使用電力量の計量）(4)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。
- ロ 27（料金その他の支払方法）エラー! 参照元が見つかりません。の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。
- ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、当社または本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から検針の結果を受領した日といたします。
- ニ お客様の接続供給電力量の値を本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等と定めた期日までに受領できず、本小売電気事業者より当社が受領できなかった場合は、本小売電気事業者が受領した日といたします。
- ホ お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- ヘ 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下、「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

26 料金その他の請求

料金および工事費負担金その他のお客様への請求については、当社および当社が請求業務を委託した会社より行われます。

27 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法によりお支払いいただきます。
- (2) お客様が料金を(1)により支払われる場合は、当社が指定した金融機関に料金が払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下、「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に

に対する支払いがなされたものいたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 19（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

28 延滞利息

- (1) お客さまが料金または工事費負担金等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、料金または工事費負担金等から消費税等相当額を控除した金額について、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じた延滞利息を申し受けます。ただし、料金または工事費負担金等を 27（料金その他の支払方法）(1)により支払われる場合で当社の都合により料金または工事費負担金等が支払期日を経過してお客さまから振り込まれたとき、または料金もしくは工事費負担金等を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
- (2) 41（需給契約の廃止）(2)または 43（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金または工事費負担金等に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または工事費負担金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、本小売電気事業者の判断によりお客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、従量電灯のお客さまについては 90 パーセント以上に、低圧電力のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

31 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社、および当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務

- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

32 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは

は妨害するおそれがある場合、または当社および、本小売電気事業者または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下、「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

33 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適切な処置を行います。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

34 供給停止の解除

33(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。ただし、次の場合はその限りではありません。

イ 非常変災の場合

ロ 夜間(午前0時から午前9時までの時間をいいます。)の場合で、当該一般送配電事業者等の要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

ハ その他特別の事情がある場合

35 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき
 - ニ 43 (解約等)(1)ホに該当する場合
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

36 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、この場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

37 損害賠償の免責

- (1) 11 (供給の開始)(3)によって供給の開始日を変更した場合、36 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 33 (供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または 43 (解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

38 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または本小売電気事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社または本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客様に支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

39 需給契約の変更

- (1) 需給契約の内容は原則として変更できません。やむをえずお客さまが電気の需給契約の変更を希望する場合は、当社と協議のうえ、変更にもなう負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。
- (2) 当社が、需給契約の内容について、お客さまからの変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の需給契約の内容にもとづく料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間に適用します。

40 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

41 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を当社に書面で通知していただきます。ただし、お客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ廃止期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの廃止通知として取扱います。
- (2) 当社および本小売電気事業者は、原則として、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた廃止期日に、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を廃止させるための適当な処置を行います。
- (3) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日または、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた廃止期日に消滅いたします。
 - イ 43（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。
 - ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、需給を終了させるための処置が可能となった日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ハ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- ニ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものといたします。
- ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを託送約款等に定める期間までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

42 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費負担金をお客さまから当該一般送配電事業者等にお支払いいただきます。

- (1) お客さま(従量電灯 A のお客さまを除きます。)が契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合で、当該一般送配電事業者等から料金、工事費負担金またはその両方の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまが当該一般送配電事業者等に、当該一般送配電事業者等が指定する支払期日までに支払うものとします。
- (2) 契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合
供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当該一般送配電事業者等から工事費負担金の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまが当該一般送配電事業者等に、当該一般送配電事業者等が指定する支払期日までに支払うものとします。
- (3) 従量電灯 A のお客さまについては、(1)および(2)にいう契約容量は、6 キロボルトアンペアであるものとみなします。

43 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、この場合、当社は、需給契約を解除する 14 日前までを目途に解除日を明示します。
 - イ 33 (供給の停止)によって、電気の供給を停止された場合で当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき

- ロ お客さまが料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われないとき。
 - ハ お客さまが他の電気需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を 20 日経過してなお支払われない場合
 - ニ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
 - ホ この需給約款の条項に違反したとき。
 - ヘ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
 - ト 破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなしたとき。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本小売電気事業者が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知(ウェブサイトを通じて行なう方法等電磁的方法によるものを含みます。)するものとします。
- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、41(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。

44 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

45 当社と本小売電気事業者の契約終了に伴う契約変更

当社と本小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、ただちに、需給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する小売電気事業者等に変更されます。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知(ウェブサイトを通じて行なう方法等電磁的方法によるものを含み、以下本条において同様とします。)するものとし、この変更が生じた後、本小売電気事業者は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

46 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

47 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社または本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社または本小売電気事業者の負担で施設し、または取り付けるとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けさせていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当社または本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

VIII 保安

48 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

49 調査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

50 調査に対するお客様の協力

- (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が 49（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

51 保安に対するお客様の協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客様が、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していた

できます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

52 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この需給約款のうち次のものは、適用いたしません。

49 (調査)

50 (調査に対するお客さまの協力)

IX その他

53 お客さまに係る個人情報の利用

- (1) 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、支払状況、電気の利用状況等の情報(お客さまを識別できる情報をいいます。以下、「お客さまに係る個人情報」といいます。)の取扱いに関する指針として個人情報保護方針を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) 当社は、お客さまに係る個人情報について、今後の電気供給業務その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、個人情報保護方針に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
- (3) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について、個人情報保護方針に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

54 請求書の発行

当社は、お客さまに係る請求書を書面にて発行いたします。

55 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
 - イ 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含みます。))が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体をいいます。)の構成員をいいます。)
 - ロ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行なうおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいいます。)
 - ハ 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員をいいます。)
 - ニ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。)
 - ホ 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民社会の安

全に脅威を与える者をいいます。)

へ 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者をいいます。)

ト その他前各号に準ずる者

(2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、いかなる損害の補償も要せず 43 (解約等)(1)の規定に従い、需給契約を解除いたします。

56 電気需給契約締結のお知らせの交付

8 (需給契約の成立および契約期間)(1)に基づくお客さまと当社との間の契約成立後、当社は、当社および本小売電気事業者の名称および住所、需給契約締結日、当該契約に関する条件等を記載した電気需給契約締結のお知らせを、遅滞なくお客さまに交付(ウェブサイトを通じて行なう方法等電磁的方法によるものを含みます)するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。電気需給契約締結のお知らせの再交付をご希望の場合は当社までお問い合わせください。

57 管轄裁判所

この約款または需給契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、これを大阪地方裁判所とします。

附則

1 この約款の実施期日

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。

2 この約款の実施にともなう切替措置

15（従量電灯 A マンション共用部）から 17（低圧電力 マンション共用部）に定める料金は、2024年4月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし、2024年4月の検針日前日までに使用される電気に適用する料金は、15（従量電灯 A マンション共用部）から 17（低圧電力 マンション共用部）にかかわらず、各契約種別ごとに以下に定めた料金といたします。

(1) 従量電灯 A マンション共用部の場合

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	399 円 31 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 21 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 36 銭

(2) 従量電灯 B マンション共用部の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 42 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 76 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 66 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 30 銭

(3) 低圧電力 マンション共用部の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引をしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	982 円 25 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、託送約款等に定める記録型等計量器により計量値を確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季	その他季
1 キロワット時につき	13 円 01 銭	11 円 69 銭

ハ 力率割引

電気機器の力率は、進相用コンデンサなどの機器設置に関わらず、常に 90 パーセントとし、基本料金を 5 パーセント割引します。ただし、消火用契約の場合は、力率割引はいたしません。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下、「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A マンション共用部のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下、「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A マンション共用部のお客さまについては、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される燃

料費調整単価とします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 従量電灯 A マンション共用部

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) (1)により、契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は、別表 4(標準容量換算表)による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

4 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず 1 灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

(単位:キロボルトアンペア)

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用

10	1.4	1.7	108	6.5	7.7	206	9.9	12.2	304	13.3	16.7
12	1.7	2.0	110	6.6	7.8	208	10.0	12.3	306	13.4	16.8
14	2.1	2.4	112	6.6	7.9	210	10.0	12.4	308	13.5	16.9
16	2.5	2.8	114	6.7	8.0	212	10.1	12.5	310	13.5	16.9
18	2.7	3.0	116	6.8	8.1	214	10.2	12.6	312	13.6	17.0
20	3.0	3.2	118	6.9	8.2	216	10.3	12.7	314	13.7	17.1
22	3.1	3.3	120	6.9	8.3	218	10.3	12.7	316	13.7	17.2
24	3.2	3.5	122	7.0	8.4	220	10.4	12.8	318	13.8	17.3
26	3.3	3.6	124	7.1	8.5	222	10.5	12.9	320	13.9	17.4
28	3.4	3.7	126	7.1	8.5	224	10.5	13.0	322	14.0	17.5
30	3.5	3.9	128	7.2	8.6	226	10.6	13.1	324	14.0	17.6
32	3.6	4.0	130	7.3	8.7	228	10.7	13.2	326	14.1	17.7
34	3.8	4.2	132	7.3	8.8	230	10.8	13.3	328	14.2	17.8
36	3.9	4.3	134	7.4	8.9	232	10.8	13.4	330	14.2	17.9
38	4.0	4.5	136	7.5	9.0	234	10.9	13.5	332	14.3	17.9
40	4.1	4.6	138	7.5	9.1	236	11.0	13.6	334	14.4	18.0
42	4.2	4.7	140	7.6	9.2	238	11.0	13.7	336	14.4	18.1
44	4.3	4.8	142	7.7	9.3	240	11.1	13.7	338	14.5	18.2
46	4.3	4.9	144	7.8	9.4	242	11.2	13.8	340	14.6	18.3
48	4.4	5.0	146	7.8	9.5	244	11.2	13.9	342	14.7	18.4
50	4.5	5.1	148	7.9	9.5	246	11.3	14.0	344	14.7	18.5
52	4.6	5.2	150	8.0	9.6	248	11.4	14.1	346	14.8	18.6
54	4.6	5.3	152	8.0	9.7	250	11.4	14.2	348	14.9	18.7
56	4.7	5.3	154	8.1	9.8	252	11.5	14.3	350	14.9	18.8
58	4.8	5.4	156	8.2	9.9	254	11.6	14.4	352	15.0	18.9
60	4.8	5.5	158	8.2	10.0	256	11.7	14.5	354	15.1	19.0
62	4.9	5.6	160	8.3	10.1	258	11.7	14.6	356	15.1	19.0
64	5.0	5.7	162	8.4	10.2	260	11.8	14.7	358	15.2	19.1
66	5.0	5.8	164	8.5	10.3	262	11.9	14.8	360	15.3	19.2
68	5.1	5.9	166	8.5	10.4	264	11.9	14.8	362	15.3	19.3
70	5.2	6.0	168	8.6	10.5	266	12.0	14.9	364	15.4	19.4
72	5.3	6.1	170	8.7	10.6	268	12.1	15.0	366	15.5	19.5
74	5.3	6.2	172	8.7	10.6	270	12.1	15.1	368	15.6	19.6
76	5.4	6.3	174	8.8	10.7	272	12.2	15.2	370	15.6	19.7
78	5.5	6.3	176	8.9	10.8	274	12.3	15.3	372	15.7	19.8
80	5.5	6.4	178	8.9	10.9	276	12.4	15.4	374	15.8	19.9

82	5.6	6.5	180	9.0	11.0	278	12.4	15.5	376	15.8	20.0
84	5.7	6.6	182	9.1	11.1	280	12.5	15.6	378	15.9	20.0
86	5.7	6.7	184	9.1	11.2	282	12.6	15.7	380	16.0	20.1
88	5.8	6.8	186	9.2	11.3	284	12.6	15.8	382	16.0	20.2
90	5.9	6.9	188	9.3	11.4	286	12.7	15.8	384	16.1	20.3
92	5.9	7.0	190	9.4	11.5	288	12.8	15.9	386	16.2	20.4
94	6.0	7.1	192	9.4	11.6	290	12.8	16.0	388	16.3	20.5
96	6.1	7.2	194	9.5	11.6	292	12.9	16.1	390	16.3	20.6
98	6.2	7.3	196	9.6	11.7	294	13.0	16.2	392	16.4	20.7
100	6.2	7.4	198	9.6	11.8	296	13.1	16.3	394	16.5	20.8
102	6.3	7.4	200	9.7	11.9	298	13.1	16.4	396	16.5	20.9
104	6.4	7.5	202	9.8	12.0	300	13.2	16.5	398	16.6	21.0
106	6.4	7.6	204	9.8	12.1	302	13.3	16.6	400	16.7	21.1

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		入力(ワット)
	入力(ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)

999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

二 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力(キロワット))は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量(入力(キロワット))
出力(馬力)×93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧(キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流)(ミリアンペア)	換算容量(入力)(キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
	95 キロボルトピーク	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過	13.5

		1,000 ミリアンペア以下	
	100 キロボルト トピーク超過	500 ミリアンペア以下	9.5
	125 キロボルト トピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト トピーク超過	500 ミリアンペア以下	11
	150 キロボルト トピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電 式診察用装 置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社、本小売電気事業者もしくは一般送配電事業者等との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

契約負荷設備の総容量等により契約容量または契約電力を算定する場合は、次によります。

(1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力)といたします。なお、出力で表示され

ている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって算定するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3 (契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロワットにつき	95 パーセント
次の 14 キロワットにつき	85 パーセント
次の 30 キロワットにつき	75 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって算定するものといたします。)についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計に口の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(3)に準じて算定いたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (3) 契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、(1)および(2)にかかわらず、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします

イ 基本料金、最低料金の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数

ただし、電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合は、日割計算対象日数÷検針期間の日数は、日割計算対象日数÷暦日数といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A マンション共用部

最低料金適用電力量=15 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B マンション共用部

第1段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)および(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時と

- し、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (二) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合は、(イ)および(ロ)の日割計算対象日数÷検針期間の日数は、日割計算対象日数÷暦日数といたします。
- ハ 低圧電力 マンション共用部の電力量料金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算出いたします。
- ホ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象期間日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。